

補助第26号線（大山中央地区）整備に伴う  
特例都道 鮫洲大山線（第420号）一部区間の  
維持管理のお知らせ



平素より東京都の道路整備に、御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。  
さて、平成27年2月より、東京都第二市街地整備事務所にて、補助第26号線（大山中央地区）の整備を進めております。

この度、道路整備に伴い、下記の特例都道 鮫洲大山線（第420号）一部区間の維持管理を開始しますので、お知らせします。

※維持管理とは 道路の機能を常に良好な状態に保持することです。  
具体的には、巡回点検、修繕、各種手続き等を実施します。



凡例

-  東京都第四建設事務所 現行維持管理
-  東京都第二市街地整備事務所 令和6年2月より維持管理

問合せ先

東京都第二市街地整備事務所  
所在地 〒164-0001 東京都中野区中野 1-2-5

<道路の維持管理全般、各種手続き（占用許可等）に関する事>

工事課 工務担当 電話 03-5389-8222

<補助26号線の整備全般、沿道まちづくり等に関する事>

事業課 まちづくり推進担当 電話 03-5389-5159